

図書貸出サービスご利用案内

平成25年4月1日より、神戸商科（旧：神戸学園都市）学術情報館では、大学の教育・研究のために収集した資料を広く、県民の方々に利用していただけるよう図書貸出サービスを始めました。

1. サービス対象者

満18歳以上の方で、以下のいずれかに該当する方

- (1) 兵庫県内に居住する方
- (2) 兵庫県内の事業者等に勤務する方
- (3) その他館長が許可した方

※兵庫県民（兵庫県内に居住）の内、18歳未満の方は閲覧のみ可能です。

※他の大学等の学生並びに教職員の方は、サービスの趣旨を踏まえ、当館資料の貸出サービスのご利用は遠慮いただいています。所属大学等の図書館より、図書館間利用制度をご利用ください。

2. 利用時間

休館日以外の平日（月曜～金曜）の午前9時から午後5時まで

3. 利用できる館

神戸商科、神戸情報科学、姫路工学、播磨理学、姫路環境人間の各学術情報館で貸出を行っています。明石看護学術情報館では閲覧のみ可能です。

4. 利用可能な時期

利用する館のホームページで事前に開館日を確認してください。

また、兵庫県立大学学生の定期試験前及び試験期間は、図書の貸出を行わない場合があります。その際には、各館のホームページに掲載しますので、ご確認いただくか、直接お問い合わせください。

5. 利用対象資料

開架閲覧室（学術情報館2階）の一般図書がご利用になれます。

ただし、参考図書（辞書・事典、便覧等）、指定図書、学生用図書、書庫に配架の図書、雑誌、視聴覚資料、電子資料、貴重図書、その禁帯出資料の貸出は行っておりません。

これらの図書等資料は、兵庫県立大学蔵書オンラインカタログ（OPAC）に掲載されていても利用できない場合があります。

資料が利用対象かどうか、事前にお電話等により閲覧係までご確認ください。可能な場合は資料の取置きにも応じます。

6. 利用手続き

- (1) 登録・更新に必要なもの

【利用資格が確認できるもの】

○兵庫県内にお住まいの場合：氏名・現住所・年齢が確認できるもの（運転免許証、健康保険証、住民基本台帳カード等）

○兵庫県内にお勤めの場合：氏名・現住所・年齢と県内在勤が確認できるもの（健康保険証、社員証等）

(2) 利用者証の発行

一般利用者証申込書に必要事項を記載して、窓口に提出してください。当日よりご利用いただけます。

※一般利用者証は一般貸出を行っている他館（姫路工学、播磨理学、姫路環境人間及び神戸情報科学）でも発行しており、どちらの館でもご利用いただけます。明石看護学術情報館は、閲覧のみ可能です。

7. 有効期限

利用手続き完了後、1年間有効です。

有効期限を過ぎた場合は、改めて一般利用者証を発行します。上記6（1）の【利用資格が確認できるもの】をご持参の上、一般利用者証申込書に再度ご提出願います。

8. 貸出冊数

3冊以内（5館あわせて3冊以内です）

9. 貸出期間

それぞれ1冊につき2週間以内 ※貸出期間の延長はできません。

10. 注意事項

- (1) カードは登録者ご本人以外使えません。
- (2) 他の利用者の迷惑になるような行為はご遠慮ください。迷惑行為があった場合は、利用登録を取り消すことがあります。
- (3) 図書を紛失若しくは汚損し、若しくは学術情報館内機器その他の設備に損傷を与えた時は、特別な事情がある場合を除き、原状を回復し、又はその損害を賠償していただきます。
- (4) 貸出予約や、他の学術情報館からの図書の取り寄せはできません。
- (5) 図書の貸出を受けながら期限までに返却しなかった利用者に対しては、一定期間、貸出冊数の削減、貸出停止等の措置をとることがあります。
- (6) 延滞時の督促は、「一般利用者証申込書」にご記入になった連絡先に、電話又は郵送で行います。
- (7) 当館は、原則として兵庫県立大学の学生・研究者へのサービスを行うために設置されています。学内者へのサービスが優先されることがあります。
- (8) 原則として車での来館は認めていないので、公共交通機関を利用してください。

11. お問い合わせ先

兵庫県立大学神戸商科学術情報館

TEL：(078)794-5394

E-mail：laic4etsuran@lib.laic.u-hyogo.ac.jp

URL：http://lib.laic.u-hyogo.ac.jp/laic/4/